

平成24年8月20日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**平成24年度税制改正・所得税**
－ 給与所得関連 －

◎ 給与所得控除額の上限定

(1) 現行（平成24年12月31日まで）の給与所得控除額

- 各年分の給与所得は次のように計算されます。

その年の給与・賞与総収入金額－「給与所得控除額」

- この「給与所得控除額」とは給与・賞与の総収入年額に応じて次のように計算されます。

総収入年額 65 万円以下…総収入年額と同額

総収入年額 65 万円超 180 万円以下…総収入年額×40%と 65 万円のいずれか大きい金額

総収入年額 180 万円超 360 万円以下…総収入年額×30%+18 万円

総収入年額 360 万円超 660 万円以下…総収入年額×20%+54 万円

総収入年額 660 万円超 1000 万円以下…総収入年額×10%+120 万円

総収入年額 1000 万円超…総収入年額×5%+170 万円

(2) 平成25年1月1日以後の給与所得控除額

総収入年額 1500 万円以下…現行通り

総収入年額 1500 万円超…一律 245 万円

◎ 特定支出控除制度の改正

(1) 現行（平成24年12月31日まで）の特定支出控除制度

- その年に「特定支出」をした給与所得者は確定申告により次の控除が受けられます。

その年の給与所得－「特定支出控除額」

- 「特定支出控除額」とは次に掲げる「特定支出」のその年分の合計が「給与所得控除額」を超える部分の金額を言います。

「特定支出」…いずれも給与支払者の一定の証明をうけた、通常必要な通勤費用、通常必要な転居費用、職務に直接必要な技術・知識を習得するための研修費用、職務に直接必要な資格取得費用（除、弁護士、公認会計士、税理士等）、転任に伴う通常必要な帰宅旅費

(2) 平成25年1月1日以後の特定支出控除制度

- 「特定支出控除額」…①総収入年額 1500 万円以下の場合、「特定支出」のその年分の合計が「給与所得控除額」×1/2 を超える部分の金額、②総収入年額 1500 万円超の場合、「特定支出」のその年分の合計が 125 万円を超える部分の金額

- 「特定支出」に次の費用を追加…いずれも給与支払者の一定の証明をうけた、弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費用、65 万円を上限とする職務に関連する図書購入費・制服作業服購入費・交際費